

参議院議員通常選挙の公約に対する指定都市市長会要請

人口減少社会の中で、日本の将来にわたる成長力を継続して確保するためには、国と地方が一体となり、引き続き強力に取組を進めていく必要がある。

国においては、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって、年金・医療・介護・少子化対策などの様々な取組が進められている。

指定都市市長会では、このような国の動きに対応し、幅広い分野で国に対して要請や政策提言を行っている。指定都市が国の施策と連携して強力に取組を進めるためには、地方税財源の拡充強化と地方分権改革を同時に進めていくことが重要である。

貴政党におかれては、来たる参議院議員通常選挙の公約に、次の提案を盛り込み、日本の持続的な発展並びに地域の特性に応じた多様な大都市制度及び大都市財政の実態に即応した地方税財政制度の確立に向けて、積極的に取り組まれるよう強く要請する。

1 人づくり革命の推進と全世代型社会保障の実現

(1) 子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度の趣旨である幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質の向上を図るため、1兆円超程度の財源について恒久的な確保策を講ずるとともに、待機児童対策のための保育所等の施設整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続や放課後児童クラブ等の運営費に係る補助率の拡大、保育士等の人材確保策の更なる拡充などを実現するための財源を確保すること。

また、国において統一的な子どもの医療費助成制度を創設するなど、子育て家庭の経済的負担を軽減するために必要な措置を講ずること。

(2) 児童虐待防止対策や社会的養護の充実等

子どもの貧困や児童虐待等、子どもを取り巻く問題はますます深刻な状況となっているため、児童虐待防止対策の強化、児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化や里親委託・支援の充実といった社会的養護の推進、子どもの貧困対策の推進、ひとり親家庭支援の推進等、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、財政措置の拡充など必要な措置を講ずること。

なお、児童相談体制の強化については、児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)における児童福祉司や児童心理司の配置基準を達成するため、普通交付税ではなく、実質的な補助を行うために必要な財政措置を速やかに講ずること。

(3) 学校・幼稚園における働き方改革の推進

学校・幼稚園における働き方改革を推進するため、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤーの配置など教員の負担軽減に向けた施策について、配置の拡大や補助基準額の引上げ、補助要件の緩和など、より一層の財政措置を講ずること。

また、更なる教職員定数の改善を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。

(4) 介護人材の確保

大都市部において深刻な人手不足が顕著な介護分野については、介護福祉士の資質の担保を図るための育成支援を充実させるとともに、介護福祉士国家試験の試験回数の拡大など、介護福祉士の資格が取得しやすくなるよう試験制度を見直すこと。

また、介護福祉士を目指して来日した外国人留学生の人材確保を図るため、2022年度以降、外国人留学生が、准介護福祉士として引き続き日本で介護業務に従事できる環境を整備すること。

(5) 外国人材の受入環境整備の推進

外国人材が地域社会で活躍する環境整備として、地域における情報提供や相談対応等の在住外国人の暮らしの中での多様なニーズへの対応、日本語支援や地域のコミュニティとのつながり支援などを更に進めていくことが求められている。

地域における生活環境整備や地域コミュニティとのつながり支援の充実に向けでは、地方公共団体やNPO・市民ボランティアの活動など、地域の実情に応じた様々な取組が行われている。

このことから、国は地方公共団体の意見を踏まえ、外国人政策を総合的に調整・推進するとともに、多文化共生社会実現に向けて必要な財政措置を拡充すること。

2 文化芸術立国の実現

(1) 文化と経済・観光の融合による好循環の創出及び共生社会の実現

文化芸術の社会的意義について国民的理解の醸成を図るとともに、官民双方からの持続的な文化芸術への投資を引き出すための仕組みを指定都市と協働して構築すること。また、貴重な文化財・歴史事業の復元など、文化財の付加価値を高め、保存と活用の好循環を創出するための取組を強化するとともに、生活文化の振興と共生社会の実現に向けた取組を拡充すること。さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を通じて、持続可能で多様性と包摂性のある「文化芸術立国」の実現を目指すこと。

(2) 「新・文化庁」の機能・組織体制の強化

平成30年10月に施行された文部科学省設置法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、我が国の文化に関する施策を総合的に推進する「新・文化庁」の機能・組織体制の更なる強化と予算の抜本的な拡充を図ること。

3 災害に強いまちづくり

(1) 上下水道施設等の耐震化に対する支援

大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、上下水道管路・施設や橋りょう等の道路施設、公営ガス管路等の耐震化の促進にかかる技術的支援や必要な財政支援を行うこと。

(2) 被災者生活再建支援制度の見直し

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金について、半壊世帯及び敷地被害世帯が、解体を伴わない場合も支給対象とするとともに、一部損壊のうち、障害者手帳所有者を含む世帯、ひとり親世帯又は市町村民税非課税世帯といった特に配慮を必要とする世帯、被害の程度が大きい世帯及び宅地被害についても支給対象とするよう対象者の拡大を図ること。また、同法の適用にあたっては、同一災害においては全ての被災区域を支援対象とするなど地域間で格差が生じないように見直すこと。

(3) 訪日外国人旅行者等の安全確保に対する適切な情報提供

増加する訪日外国人旅行者等及び障害その他の理由により、災害時の必要な情報を円滑に入手できない方の安全を確保するため、適切な情報提供の推進を図ること。

4 質の高い社会資本整備の実現

(1) インフラ施設の長寿命化対策

現在、地方公共団体は、国民の生命と暮らしを守るため、所管するインフラ施設の長寿命化が不可欠であることから、ライフサイクルコスト縮減を目指し、「長寿命化計画」を策定し、その計画に基づき、「定期点検」を実施し、予防保全型の施設の適切な維持管理と更新を実施しているが、持続的なインフラメンテナンスサイクルを確立するため、国においても、継続的かつ確実な財源を確保するとともに、増加していく費用の縮減に向け、新技術等によるコスト低減手法の開発や包括委託等の多様な契約方法の導入の検討に努めること。

(2) 下水道施設への国費負担の継続

市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を図るために、下水道施設への国費負担を継続すること。

(3) 路線バス等の地域公共交通の維持・確保

路線バス等の地域公共交通については、採算性の確保が困難であっても地域にとって必要な路線が数多く存在しており、今後、人口減少が進行する中、厳しい財政事情や事業者間の競争の激化、運転手不足等により、都市部においてもその維持・確保ができなくなる恐れがある。

このことから、路線バス等の地域公共交通網の維持・再生を図るため、安全かつ利便性の高い公共交通サービスを安定的に確保するための制度について、地域公共交通の特性を踏まえて過度な競争の抑制や財源のあり方を含めて検討すること。

5 大都市制度・地方分権改革の推進

(1) 多様な大都市制度の早期実現

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

については、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、道州制も視野に入れつつ、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

(2) 更なる地方分権改革の推進

指定都市は、大都市としての人口・経済規模をはじめ、その集積する都市機能やノウハウ、高い発信力から地域の核となるべき存在であると考え、近隣市町村を含めた地域の活性化に積極的に取り組んでいる。この取組を一層進めるために、指定都市が持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、「補完性・近接性」の原理に基づき、更なる事務・権限の移譲と、役割に見合った財源の拡充を推進すること。

6 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした一方的な削減は決して行うべきではない。また、社会保障と税の一体改革や人づくり革命等に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な額を確保すること。

臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

7 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくこと。

平成31年4月24日
指定都市市長会